

“農地・水・環境保全” 水土里のネットワーク通信

第116号

2018. 6. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

平成30年度市町村担当者会議

5月8日島根県松江合同庁舎、9日島根県浜田合同庁舎において、島根県主催の平成30年度多面的機能支払交付金市町村担当者会議が開催されました。

会議では、平成30年度多面的機能支払制度の改正について、農地維持支払の取組面積の拡大について、年間スケジュール、事業実施期間の終了を迎える活動組織について等の説明がありました。

■制度の改正について（P3参照）

小規模集落の支援のための加算措置
広域活動組織の設立要件の一部緩和

■農地維持支払の取組み面積の拡大

取組拡大の目標値を設定・・・県内農振農用地面積
の60%

■年間のスケジュール

- 中国四国農政局による抽出検査・・・7月～12月
松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、大田市の活動組織
- 事務・組織運営等研修（農地維持）
 - ① ルーラル・ミーティング・・・益田市
平成30年7月12日（木）、13日（金）
 - ② 活動組織の広域化について・・・東部、西部の2会場を予定
平成30年8月上旬
- 機能診断・補修技術等の研修（資源向上（共同））
 - ③ 省力化工法・水路補修について・・・東部、西部の2会場を予定
平成30年12月上旬

※②、③の研修会については、詳細が決まり次第別途ご案内します。



浜田会場

■事業実施期間の終了を迎える活動組織について（P3参照）

- 実施期間が終了する組織の注意点及び次年度以降の継続手続きについて

■相談会について

今年度は、大きな制度改正がないことから、相談会を取りやめ。
なお、相談を希望する組織等については、協議会事務局員が各市町村に出向き対応。
（協議会のホームページに市町村へ出向くスケジュールを掲載し、都度、更新します。
活動の相談は勿論ですが、「助さん入力応援」にも対応していきます。）

黄色い花畑に癒やされて

熊見地域アグリネット（邑智郡美郷町）

熊見地域アグリネットでは地域にある約50aの休耕田を活用して、菜の花とヒマワリを植栽しています。9月に菜の花を播種し、4月に花を楽しみ、5月末に刈り取りを行っています。

またヒマワリは6月に播種し、お盆前後の8月中旬に満開の花を見ることができ、9月から10月には刈り取りを行います。菜の花、ヒマワリとも収穫後は乾燥して油を搾油しています。

この圃場は4月で廃線となった「三江線」の川向かいにあり、列車からよく見えることから満開の時期には遠方から多くのカメラマンが撮影に訪れました。黄色い花が地域の景観づくりに大いに効果があり、町内から花を見に来訪者も増えて新しい交流が生まれています。

遊休農発生防止の目的に始めた景観作物の栽培も、年を重ねて周辺地域から人が訪れるようになり、三江線写真集やテレビでも取り上げられ、組織のメンバーにとっても誇りが持てる風景となっています。収穫作業など手作業部分が多く大変ですが、満開時には美しい風景に癒やされています。



ようこそ相談室へ



Q 「多面的機能」というのは、そもそも何ですか？

A 農村は農業生産を行う場所としての役割があります。しかし、それだけでなく農村で農業が継続的に行われることにより、私たちにお金で買うことのできない様々な「恵み」をもたらしています。この「恵み」を「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

Q 具体的にどのような「機能」がありますか？

A 「洪水を防ぐ機能」「地下水をつくる機能」「生き物の棲みかになる機能」「景観を保全する機能」「体験や教育の機能」のなど、たくさんの「機能」が挙げられます。

Q 多面的機能を発揮するため、どのような活動をされていますか？

A 新潟県では洪水を防ぐため、水田の排水口に「調整板」を設置し豪雨の時、雨が一気に河川へ流出しないようにしています。また、県内でも生き物が水路と水田を行き来できるよう「水田魚道」を設置されている事例もあります。

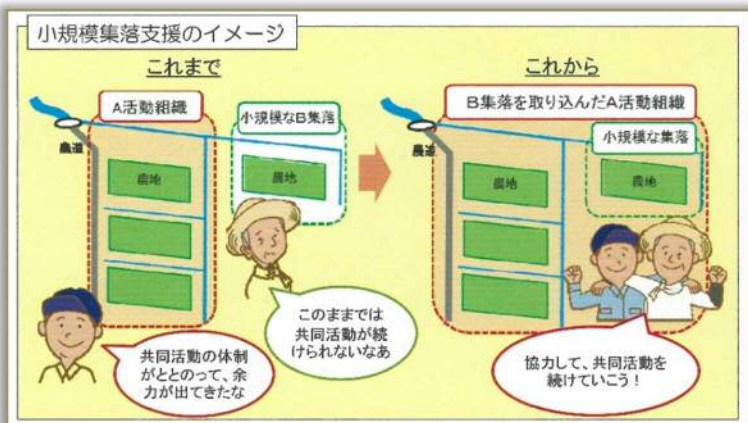
（農水省水田魚道づくりのすすめ：www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/gyodou.html 参照）

平成30年度多面的機能支払制度の改正

平成 30 年度多面的機能支払制度において、活動組織の広域化に向け制度の拡充が図られます。

◆小規模集落の支援のための加算措置

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保安全管理を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に対して、農地維持支払の単価が加算されます。（加算額に上限があります。また、既存活動組織の農用地面積には加算されません。）



- ※既存活動組織
多面的機能支払取組組織
- ※小規模集落
総農家戸数が10戸以下
これまで、多面的機能支払（農地・水環境保全対策）に
取り組まれたことのない集落

加算単価

農地維持支払の加算単価（円/10a）

田	1,000
畑	600
草地	80

加算措置適用期間

小規模集落支援の適用開始年度から、
既存活動組織の活動期間の終了年度まで

◆広域活動組織、設立要件の一部緩和

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件が緩和されます。

これまで：農用地面積100ha以上 ➡ これから：農用地面積50ha以上又は3集落以上

詳細につきましては、市町村、協議会へお問い合わせください。

事業実施期間の終了を迎える活動組織について

今年度実施期間が終了する活動組織は下記の事項に注意してください

- 終了組織は、今年度内に「地域資源保安全管理構想」の作成、市町村への提出が必要です。
- 終了組織のうち、次年度以降も継続する組織については、平成31年6月末までに市町村へ再認定の申請を行ってください。
- 終了組織のうち、次年度以降も継続する組織については、農地維持・資源向上（共同）は年度当初に必要な額の持ち越しが可能です。資源向上（長寿命化）は、持ち越しができません。
- 平成30年度の実施状況報告書では、長寿命化の実績延長に合わせて、活動計画書の延べ数量等の修正が必要となります。



梅雨の大雨のあとには、安全を確認した後に各施設を見回しましょう

- ★日頃より刈り取った草は、川や水路に流れないように適切に処理を行う。
- ★大雨の予報が出たら、河川や排水路の堰き板を取り除いておく。
- ★河川の水位が下がったことを確認してから複数人で見回りに出る。
- ★今までにも問題となったような箇所は特に注意して見回り、状況を把握する。
- ★異状を確認したら、関係機関へ連絡したり応急措置を行う。



路肩や法面など崩れやすくなっていますので、十分気をつけて複数人で見回りを行いましょう。

ちょっと一息
おたよりコーナー



「水辺新聞」見事入選 東生馬地域資源保全会(松江市)

東生馬地域資源保全会では、平成29年8月に奥山池、生馬川の「生き物調査」を子供たちと行いました。
 参加した青戸大晃君(当時小学3年生)は、調査の体験を基に「水辺新聞」を作成しました。
 その新聞は、山陰中央新報社主催の「第6回しまね小中学生新聞コンクール」で見事入選に輝きました。



お山池から川にながれる水についておたより
 お山池の水は生馬の
 田んぼや畑に水をあげる
 ためである。
 いろいろな場所の用ん
 ぼや畑に水をあげるだ
 んに水路が作られている。
 用水路で畑でとれた
 野菜をもらったりし
 ます。
 お山池や川雨な
 ど、河川のはんらん
 なくせぐため池が
 作られている。



～担当者の声～

協議会のブログでも書いていますが、昨年12月頃から水土里ネットしまねの事務支援システム「助さん」を使
 ったの活動記録、金銭出納簿等の資料作成を組織の方と一緒にしています。「なんと助かったわ。来年もこれで頼
 むわ。」とうれしい言葉をいただいたり、途中「この時の活動はねえ～」と活動のお話を聞かせていただいたり、
 「こんな工事、活動をしたんだが、交付金でできるかいね」と相談していただいたりしています。今年度も、少
 しでも皆さんの事務のお手伝いができるようにと考えています。(協議会 F)

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
 [事務局] 水土里ネット島根

Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ

Tel 0852-22-6262

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問い合わせ下さい。



魚切りの郷さの (浜田市)